

平成27年12月21日（月）

於・特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会
第2回情報普及活用小委員会
議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 特許庁または INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方（論点 1）	2
3. 法的検討も要する公報のあり方（論点 2）	6
4. 中小企業への情報普及施策のあり方（論点 3）	9
5. 討 議	10
6. 今後のスケジュールについて	38
7. 閉 会	38

1. 開 会

○後藤委員長 それでは、本日は御多忙の中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第2回情報普及活用小委員会を開催いたします。

それでは、まず最初に本日の議題について御紹介いたします。本日の議題は3つありまして、第1点が特許庁または INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方、第2点が法的検討も要する公報のあり方、第3点が中小企業への情報普及施策のあり方、この3点でございます。

議論に入ります前に事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○横井特許情報室長 まず定足数を確認させていただきます。本日は議決権を有する 11 名の委員全員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき本日の小委員会は成立となります。

次に配布資料の確認をさせていただきます。本日は座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほかに論点1に関する資料が2つございまして、資料1-1と資料1-2、論点2については資料2-1と資料2-2、論点3については資料3-1と3-2、合計9種類の資料をお手元にお配りしております。もし不足または落丁等がございましたら恐れ入りますが、挙手をお願いできますでしょうか。

あと一点お願いがございます。御発言をなされる際には挙手をして、委員長から御指名がありましたらお手元のマイクの緑色のスイッチを押していただき、顔をマイクに近づけて御発言いただくようお願いいたします。

○後藤委員長 それでは、早速議題に入らせていただきますが、進め方といたしましては論点が1～3まで、それぞれについて続いて御説明いただきまして、その後、御議論いただくということにしたいと思います。

それでは、まず論点の1からですが、論点1について、論点2について、論点3について、引き続き御説明をお願いいたします。

2. 特許庁または INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方（論点 1）

○横井特許情報室長 それでは、論点 1 についてまず御説明をさせていただきます。

右上に「資料 1-2」と書いてある資料を御用意いただけますでしょうか。時間が限られておりますので、少し駆け足になりますけれども、論点 1 に関する資料を御紹介させていただきます。

まず 1 枚めくっていただきまして 2 ページ目ですけれども、こちら、産業構造審議会知的財産分科会のとりまとめ、もしくは知的財産推進計画から我々のほうがいただいている宿題を書いてございますけれども、世界最高水準の知的財産情報提供サービスの実現を目指すべきですとか、全体として見ますと世界最高の知財システムの構築といった宿題を我々のほうはいただいているところでございます。

続きまして 3 ページ目ですけれども、公的な特許情報インフラとしまして大きく分けますと 3 つのインフラを我々は整備してきたところでございます。一番下の出願情報・権利情報の確認のためのインフラ、世界最速・最高品質の審査の実現のためのインフラ、世界最速・最高品質の審査結果の発信のためのインフラ、こういったインフラを我々のほうは整備を進めてきたところでございます。

次の 4 ページから 5、6、7 ページにかけてですけれども、特・実、意匠、商標、それぞれについて日本の公的なサービスと海外の公的なサービスの現状について比較をした表になります。四法を通じて見られるところについて簡単に御説明させていただきますと、蓄積しているデータの国数、そういったところについて日本は少し限られているところがありますけれども、海外庁についてはかなり大規模な国数のカバレッジをとっているというようなサービスも見られるところでございます。また、検索機能に加えてサポート機能、管理機能といった機能もあるところでございますけれども、サポート機能、管理機能については日本のサービスではあまり取り入れていないところがありますけれども、他庁のサービスを見ますとそういったところについてもサポートがされているというような状況が出てきているといった現状があるところでございます。

続きまして 8 ページですけれども、こちらは民間サービス事業者の方へのアンケートの結果をまとめたところでございます。それぞれのサービスについて、今後 3 年間の見通しについてでお伺いしたアンケートになりますけれども、左下の調査・分析サービスというところを見ていただきますと、「拡大する」が「縮小する」よりも大きくなっているという

ような現状がございます。こういったところを見ますと付加価値が高いようなサービスに今後注力していこうというような動きがあるのではないかと考えているところでございます。

次の9ページですけれども、今年の3月にJ-PlatPatをリリースしております。そのリリースが民間サービス事業者の方に与えた影響についてアンケートでまとめたところになります。左のほうを見ていただきますとポジティブな影響があったというところが大きくなっているところでございますけれども、右のほうを見ていただきますとオンライン検索業務に特化してアンケートの回答を抽出すると、少しネガティブな影響があったというところが大きくなっているというような状況でございます。

次の10ページですけれども、ユーザーの方へのアンケート調査の結果になります。こちら、特許出願などの件数が多い方にアンケートで伺ったところになりますけれども、J-PlatPatの使い勝手について、5つの観点について5段階評価で回答いただいたところの平均値をまとめたものになります。相対的に評価が低かったところが左上のヘルプの充実度、右下の情報の充実度といったところになります。右のほうに自由記載で多数の御指摘いただいたところを抽出しておりますけれども、これを見ますと外国の情報にもアクセスをしたいというような指摘が多くなっているところでございます。これを踏まえて右下の情報の充実度の所を見ますと、海外の情報についても充実して欲しいというようなニーズを反映して、少しここの評価が低くなっているのかなと考えているところでございます。

次の11ページ、こちらは商工中金さんの調査になりますけれども、中小企業の海外進出の状況についてアンケートで抽出したところになります。左側が既に進出している国ということで、中小企業の方が進出している国としましては中国がかなり多くなっている、それにタイ、アメリカ、ベトナム、インドネシアというようなところが続いております。右のこれから進出していきたいという国、進出予定国のほうを見ますとベトナム、タイ、中国、インドネシアというところになっております。中国については公的な特許情報サービスのほうでも中国語の文献について日本語で検索できるような環境を整えておりますけれども、ASEANについてはまだまだアクセスが難しいような側面もありますので、こういったところが今後の課題になってくるのではないかと考えているところでございます。

次の12ページですけれども、こちらは第1回の委員会で指摘いただいたところを踏まえてユーザーを、大きく分けていくと4つのカテゴリーに分けられるのではないかと考えているところでございます。まず左側の一番上、④の高度な民間サービスを活用していただ

いている方、その下、③の高度でないかもしれませんが、特許情報を J-PlatPat を通じて活用していただいている方、その下に②の特許情報の重要性に気づいているのですが、まだ活用はできていませんという方、最後、①の特許情報の重要性にそもそも気づいていませんというような方、こういった形に分かれるのではないかと考えております。現状、こういったところになるわけですが、J-PlatPat を普及していくことによってどんどん③の層を増やしていき、特許情報を使っていただいて特許情報の重要性に気づいていただき、さらに高度なサービスを使うユーザーの方が増えていくというような流れができればよいのではないかと考えているところでございます。

次の 13 ページから、今後の公的な特許情報サービスのあり方を整理をさせていただいております。まず前提となることとして、大きく 3 つあるかと考えております。まず 1 つ目ですけれども、国が産業財産権に関するインフラを整備し、迅速に情報を提供するために必要な施策を講じるべきということで、こちらについては産業財産権法の趣旨を踏まえるところといったところが導かれるのではないかと考えておりますが、こちらについては知的財産基本法にもほぼこの文言で規定されているようなところでございます。まず国の役目としてこういったところがあると考えております。続きまして 2 点目ですけれども、ユーザーの方はグローバル化の動きがどんどん進んでいるといった状況がございますので、急増する世界の特許情報にも対応した公的な特許情報に関するインフラを整備していく必要があると考えております。3 点目として、こちらは IPDL を 1999 年に始めるときにやらせていただきました整理になりますけれども、特許情報へのアクセスが困難な中小企業等が容易に特許情報を利用することができる環境を整備し、研究開発を一層促進していくべきということで、こちらについては今日も同様に当てはまる場所かと考えております。こういったところを踏まえて今後の公的な特許情報サービスの方向性を全体としてまとめますと、下に書いてあるところになろうかと考えております。グローバル化の動きに十分対応しつつ、IT 技術の進展、海外庁のサービスの状況、民間サービス事業者のサービスの状況、中小企業、個人なども含む我が国ユーザーの要望などを十分に踏まえた上で、我が国ユーザーが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となるように特許情報サービスを提供していくといったところが今後の方向性として考えているところでございます。

続きまして 14 ページから 15 ページにかけて、もう少し細かい切り口で、まず 14 ページについては出願情報・権利情報の確認のためのインフラについての方向性を右のほうに整

理をさせていただいております。①から見ますと、特許庁内の審査官向けの DB に蓄積している文献については、外のユーザーの方もフルテキスト検索できるような形で整備をしていきたい。こちらについては非特許文献など著作権の制約があるものについては難しいところがありますので、そういった制約のないものについては、このように考えております。続きまして②ですけれども、中小企業等の進出先として先ほど ASEAN 等への関心が高まっているとのデータもありましたけれども、そういった関心の高い国、機関の文献を中心にフルテキスト検索までいかないにしても、文献にアクセスしやすい環境をつくっていききたいというところがございます。続きまして③としまして、海外の特許文献について機械翻訳を活用して日本語でアクセスできる環境を整備していきたいというところがございます。次に④、これは機能全般の話になりますけれども、我が国ユーザーの検索負担が海外のユーザーよりも大きなものとならないように、IT 技術の進展、海外庁のサービスの状況、民間サービス事業者のサービスの状況、ユーザーの要望、そういったところを総合的に考慮しつつ、高度なところについては民間サービス事業者の方にお任せするとしましても、基本的なところについては公的なサービスの中で機能を整備していきたいと考えているところでございます。

続きまして 15 ページですけれども、こちらは審査結果の発信のためのインフラの今後の、方向性を整理させていただいております。まず 1 つ目の観点ですけれども、海外庁も類似のサービスを行っているというような状況で、海外庁との競争のようになっているといった現状もございます。また、新興国も含めた海外庁の審査官が我が国の審査結果を利用するためのツールになっているところもございます。このようなところを踏まえますと、審査結果の発信のためのインフラには必要な機能を積極的に搭載して、審査結果の利用を促進していきたいと考えております。2 点目としまして、海外庁の審査官は日本の審査結果を、これは引用文献も含めてになりますけれども、機械翻訳文を参照して利用するというような現状がございます。そのようなところを踏まえますと機械翻訳の取組を強化して高精度な翻訳文を提供することにより、我が国の審査結果の利用を促進していきたいといったところを考えております。これらの取組を通じまして、急増する世界の特許文献などの検索時における我が国ユーザーの負担を軽減し、中小企業を含む我が国ユーザーの研究開発を促進していきたいと考えております。また、我が国の世界最速・最高品質の審査結果の海外庁等における利用を促進していき、我が国の出願人が海外の権利を円滑に取得できるようにしていきたいと考えております。

論点1についての説明は以上になります。

3. 法的検討も要する公報のあり方（論点2）

○松下普及支援課長 続きまして、論点2について御説明をさせていただきたいと思えます。資料2-2のパワーポイントで、公報への住所掲載などの問題について御説明をさせていただきます。

資料2-2を1枚めくっていただきますと公報発行の経緯について書かせていただいております。公報につきましては権利の公示という側面、それから出願情報の公開という側面、この2点が主な役割というふうに前回も御説明させていただいておりますけれども、権利の公示という側面からは独占的排他権を有する主体を明らかにするという意味で明治時代から住所及び氏名というものを公報に継続して掲載をされているところでございます。また、出願の公開という側面からは右の下のところになりますけれども、昭和45年に出願公開制度が導入されて以降、同じように氏名及び住所というものが掲載されているという経緯をまとめさせていただいております。

続きまして3ページ目、次のページに移りますと実際に発行している公報にどのようなものがあるかというものを再度掲載させていただいております。上の四角の中の3番目のところでございますが、国際条約上、何を公報に掲載しなければいけないかという御指摘が前回ございましたけれども、パリ条約においては各国に「特許権者の氏名及びその発明の簡単な表示」及び「登録された商標の複製」の掲載というものが義務づけられている旨掲載しております。それ以外については各国が任意に掲載事項を判断しているというふうに考えられるところでございます。

続きまして次の4ページ目でございます。これも前回御指摘いただいておりますけれども、公報以外でも特許庁が情報を提供している部分があるのではないか、その全体像を教えて欲しいという指摘もございました。そういう意味では閲覧の請求という一番外枠の部分が全体像になります。ここでは出願や審査の最新の情報をオンラインまたは書面で請求いただくことによって提供しております。ただし、一部有料になっているところでございます。他方、公報につきましては一番下の紫色のところでございますけれども、公報発行時点の情報を提供させていただいているというところでございます。また、真ん中の緑色のところでございますけれども、J-PlatPatなどで審査関係の書類情報を提供させていた

だいておりますけれども、こちらインターネット等を介して無料で、最長2週間程度のタイムラグがございますけれども最新の情報に近いものを提供させていただいているというのが情報提供の側面からみた現状でございます。

次に5ページ目、情報の利用という側面からみた現状でございますけれども、前回、ここは御説明させていただいておりますが、新しいところとしましては5ページ目の下の真ん中あたりに個人情報、住所等を利用したことがありますかというアンケートをさせていただきました。その結果、利用したことがないというのが78%という結果となっております。また、では利用している方々がどのように利用しているのでしょうかということに関しては、右側に書かせていただいておりますけれども、特定の発明者や出願人を抽出するため、統計や分析のためといったどちらかと言えば競争会社の動向等を把握するために使われているというところでございます。そういう意味では住所全体の情報がなくてもある程度の目的は達成できるのかなというふうに感じているところでございます。

次に6ページ目以降、住所掲載のあり方に関して御議論いただく上での資料でございますけれども、ここでも右上のところに同じアンケートで実際に住所が掲載されたところでどういう影響がありましたかということについて問い合わせたところ、約1/4の方がダイレクトメールなど、あるいは出願を躊躇するといったような回答、何らかの影響があるというふうに回答いただいております。また下のほうに諸外国においても住所概略化の方向というものが進んでいるというところを記載させていただいております。また他の分野の公的な情報サービスで特許庁のように住所を記載しているものがあるかどうかというところ、ここには書かせていただいておりますけれども、例えば官報には破産者情報などについても掲載はされておりますけれども、継続的に無料で、インターネットで住所を掲載しているというような事例はなかったところでございます。

以上の点も踏まえまして、本日御議論いただきたい事項を7ページ目、8ページ目に記載させていただいております。

7ページ目に関しましては、前回、個人情報保護の視点から何らかの住所概略化が必要だということに関しましては、共通の方向性をいただいたというふうに理解しているところでございます。ただし、情報の公開と利用とのバランスをどこで図るのかというところが今後の議論の焦点であろうと思っております。その意味から論点①のところにつきましては個人のみを対象とするのか、もしくは法人の住所も概略化するのかという点でございますけれども、事務局としましては個人のみを対象としてはどうかという提案をさせてい

いただいているところでございます。実際に今回の議論は個人情報の悪用の懸念というところから出発しております。また、法人については商業登記、法人登記制度などによって何らかの所在地情報を閲覧可能でございます。そういう面からしますと、個人の住所概略化を実現するということが必要十分であるということではないかという御提案をさせていただいているところでございます。また個人の住所概略化を前提としまして論点②のところになりますけれども、出願人・権利者、発明者といったものの概略方法を同一とすべきかどうかという点でございます。出願人や権利者は特許法においては差止請求権といった強い権利を有しております。そういう意味では発明者といったものとは法的位置づけがかなり異なるものでもございます。そのため、例えば権利者については市町村までを掲載する。発明者は都道府県のみとするといったような概略化の方法について少し異なる方法とすることも検討課題とすべきではないかといったことを御提案させていただいているところでございます。また論点③につきましては、前回、選択制を導入してはどうかというような御指摘もいただいているところでございます。この点について事務方でも検討したのですけれども、例えば公報発行前に個人が選ぶといっても間違っているケースなどもございます。しかしながら、一度公報として発行してしまうとその段階で個人情報が出てしまうということになりかねない、また個人の意向で何度もその公報を変更するということは確定日付で確定内容を証している公報として必ずしも適切ではないのではないかとというような考え方もあろうかと思えます。むしろ公報としては一律概略表記とした上で、積極的に権利者が個人情報を提供したいというケースとしましては、例えばライセンスをしたいというようなケースが想定されますので、そういうものに対応する、例えば開放特許情報データベースといったような他の手段で連絡先を明確化できるようにしてあげるといったことが重要ではないかと考えているところでございます。他方、第三者から見ますと逆にライセンスを受けたいといったときに権利者情報を知りたい場合もありますけれども、やはり最新の権利者情報については先ほど紹介した閲覧制度というものを利用しているというのが多くの場合の実態であろうかと存じます。そういう意味ではこれらの制度の周知活動を強化したり、利便性を向上させていったり、その検討を進めていくことで事実上、事後的な選択制というものを実現していけないかということが御提案の内容でございます。

さらにもう一点、8ページ目でございますけれども、現在、公報として発行している情報を下に書かせていただきましたが、一番右のようなその他の公報といったものもございます。これはリストの形式で発行しているものも多々ございます。しかし、月に1回の発

行であるケースも多く、あまり利用されていないというような御指摘もいただいているところでございます。むしろこういうような情報についてはより迅速に情報提供をするといったようなことを検討していったらどうかという御指摘もいただいたところでございます。そういう意味では「その他公報」というカテゴリーで提供している情報につきましては、真ん中あたりに書かせていただいておりますけれども、再度、紙で発行していた時代とは異なる今日的な意義というものでありますとか、実際の利用実態等を今後分析した上で今後のあり方を検討してはどうかというようなことでございます。

論点2については以上でございます。

4. 中小企業への情報普及施策のあり方（論点3）

○松下普及支援課長 続きまして、論点の3につきましては資料3-2というパワーポイントを準備させていただいておりますので、そちらをご覧くださいと存じます。

資料3-2を1枚めくっていただきますと2ページ目でございます。この点につきましては第1回の委員会においても様々な議論、多くの意見をいただいたところでございまして、それを列挙させていただいております。上の四角の最初の丸と3番目の丸を見ていただきますと、多くの御指摘は特許情報の重要性や必要性に気づいていない人が多い、特に、中小企業にとってはそういう層が多いという御指摘であったかと存じます。また真ん中の丸にありますとおり、いろいろ特許庁などにおいても説明会などをやっているにしても、うまく需要者に届いていないのではないかというような御提言もいただいているところでございます。この点も踏まえまして、本日御議論いただきたいのが1枚飛ばしていただきますと4ページ目でございます。中小企業への普及施策のあり方というところでございます。4ページ目の左下に三角がございますけれども、中小企業にとってみると、①のように重要性に気づいていない層、また②のように重要性に気づいているけれども、活用できていない層、それから③のように実際に特許情報を活用しているという3つの層に分かれるのではないかと思います。これらについてどういう支援もしくは普及をしていくかというところでございますけれども、基本的な考え方のところには今申し上げたように中小企業といっても3つの層が簡単に分けることもできますので、まず中小企業のレベルに応じた対応が必要ではないか、また普及と支援を両輪としてやっていくことが必要ではないか。また政府と民間とが連携してこれをやっていく必要があるのではないかというような御指摘

を1回目にもいただいているところでございます。また3つ目の丸にございますとおり、こういう普及や支援の強化というものはまさに中小企業の成長でありますとか、特許情報市場そのものの拡大にも資するものであるということも明記をさせていただいているところでございます。

では、具体的に①の層、重要性に気づいていない層につきましてはまずどうやれば特許情報の重要性に気づいてもらえるのかということを示印で右側のほうに書かせていただいているところでございます。実際には中小企業経営者の関心を引くようなコンテンツづくりでありますとか、そのコンテンツを使ってどういうふうに普及していくのかということが課題であろうかと考えております。また③、実際に特許情報を活用しているという企業、萩野社長のようなところでございしても、例えば海外情報へのアクセスというようなところは、必ずしも十分そこまで至っていないケースもあります。そういう意味では官民の有する海外のデータベースにどのようにアクセスすべきかというガイダンスを普及していくというようなところも重要であろうかと考えているところでございます。また②のところにつきましては、まさに特許情報の活用に一步踏み出せないという人たちに対しては、何らかの支援が必要ではないかということで御提案をさせていただいております。これは例えば講習会のように実際に実践してもらうというようなことも重要でありましょうし、特許マップを作成してあげて、そのよさを実際に経験していただくといったような支援、例えば今年度からは特許庁でも特許情報分析活用支援事業といったようなものを立ち上げておりますけれども、こういうような支援策を強化する必要があるのではないかという問題提起をさせていただいております。この問題につきましては、具体論に入るとなかなか解が難しいところもございますけれども、ぜひ今日は様々なアイデアをお出しいただければ大変ありがたいと考えているところでございます。

駆け足の説明で大変恐縮ではございますけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

5. 討 議

○後藤委員長 3つの論点を一気にまとめて御説明いただきましたけれども、これから残りの時間で論点1、2、3についてそれぞれ時間をとって御議論いただきたいというふう

に思います。

まず最初は論点 1 の「特許庁または INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方」ということですが、これにつきまして、御意見とか御質問とかおありでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

高野委員、どうぞ。

○高野委員 前回と多少重複するところがありますが、今、事務局から御説明いただいた資料 1-2 についてコメントします。13 ページの上段に幾つか書いてある事項について基本法等を引用しながら説明いただきましたけれども、この 3 つ目の枠の IPDL との関係性が事務局のほうからありましたが、当時の太田長官のときの委員会の議論では、この話よりもまず第一弾として公的な機関、特許庁は正確な一次データを提供して、それに民間が付加価値をつける、官民のベストミックスというのが当時のキーワードとして出てきたと思います。まずそれが前提でこの 3 番目の枠が次に来るはずだと思いますので、この重要な点が抜けていると思います。ですから、公的な特許情報のサービスのあり方としましては、正確な一次データを迅速に提供することが何より重要ではないか、それに対して付加価値は民間が工夫、あるいは投資して行っていくわけです。

そのような背景の中、本日の資料でも例えば資料 1-2 の 4 ページ以降にいろいろな比較表が載っていますが、この様な比較表が出ますとどうしてもペケのところを丸にしようという志向が働いてしまうかと思えます。しかし、やはり間違っはならないのは、先の基本方針にのっとって民間に委ねるところは民間に委ね、公的なところがきっちり押さえるところは公的なところが押さえる。具体的に申し上げますと、やはり正確な一次データをアクセスしやすくするというのは公的機関である特許庁さんが担うのがよいと思い、例えば翻訳をするだとか、PDF で公報を出すだとか、あるいはインデックスをつけるとか、こういったものは一次データにアクセスしやすくするための施策として必要ですのでぜひやっていただきたいと思います。一方で表に書いてあります例えば概念検索のような機能は、我々民間企業が投資して、IT を駆使して創出したアイデアですので、これはちょっと一次データのアクセスのための施策としては違うのではないかと。あくまでも民間の付加価値機能ですので、こういったところはすみ分けができたらよいと思います。

我々民間事業者というのは当然従業員を抱え、あるいは委託会社といろいろなパートナーシップの中で事業を営んでいるわけですが、問い合わせ時間、「ヘルプデスク」と呼ばれている業務は、通常は朝の 9 時から夕方 5 時までやるのが標準ですが、IPDL の時

代から、今もそうだと思いますけれど、なぜ夕方以降もサービスをしなければならないのでしょうか。正確な一次データにアクセスするための問い合わせとしても業務で行うのであれば日中、ビジネスアワーにのみ対応すればよいと思います。こういった過剰サービスもやはり間接的な民業圧迫だと思います。我々民間が手がかかるところに対して過剰なサービスをするというのはちょっと違うのではないかと思いますので、いずれにしても正確な一次データを提供するところに特許庁さん、あるいは公的機関に頑張ってもらって、民間事業者はそれに付加価値をつけるというところに投資をし、汗を流したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○後藤委員長 何か事務局から答えはありますか。

○横井特許情報室長 正確な一次データの提供というところを一丁目一番地で御指摘いただいたかと思いますが、こちらの重要性についてはまさに御指摘のとおりかと思うので、第3回のときに報告書案を整理していく際にそういったところも取り込んで整理をさせていただきたいと思います。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、ございませんでしょうか。では、本多委員が先に手が挙がりましたので、その次に仲田委員をお願いします。

○本多委員 申しわけございません。お先に失礼いたします。日本弁理士会の本多と申します。ただいま御説明いただきましたパワーポイントの4ページからのリストにつきましてでございますが、やはり国数など他国に比べて少ないということでございます。やはり弁理士会といたしましては、できたらこちらを充実していただければと思います。またサポート機能、例えば検索履歴の保存ができないのが大変不便だという声も聞こえておりますので、そういった機能もできるだけ充実していただきたいと思っております。

またこちらステータス表示につきまして、あまり細かいことを申しましてあれですけども、用語が専門的すぎるのではないかと。拒絶査定がありました、特許査定がありました、そうした場合にはどういったステータスかということはその状況を見ればわかりますが、拒絶査定が来た場合に、その後、しばらく後に審判が出ていなければどうなっているかということは代理人であればわかりますけれども、それ以上（当該出願）は（特許庁に）係属していないという事実は、法律を知っていないとわからないところがございます。情報を見て、例えばこの出願はもう既に復活不可能であるということがすぐわかるような記

載もデータとして出していただくと初めて使うような方でも理解しやすいのではないかと
いう意見も来ております。

それから 10 ページで ASEAN のほうとのアクセスがし難いということでございます。こち
らはやはり今、御庁も私どもも ASEAN の諸国の方に対してセミナーを行いましたり、日本
に来ていただきましたときにいろいろ状況説明などをさせていただく機会を設けておりま
すが、そのような協力をしながらデータベースをつくっていくというのが審査支援にもつ
ながるかと思いますので、そのような形での支援などもお考えいただければと思ってお
ります。

以上でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

何か今の段階でよろしいですか。

○横井特許情報室長 はい。

○後藤委員長 それでは、仲田委員、お願いいたします。

○仲田委員 私も高野委員と同じように十数年前に、太田長官のときに長官の諮問委員会
に諮問委員として会議に参加させていただいたとき、そのときには最終的にはベストミッ
クスという言葉で官民が協力してやっていきましょうという最終結論で終了したかと思
うのですけれども、実際には IPDL そのものが中小、大学、公的機関のためのデータベースの
提供ということであったというふうに、一般の企業向けのサービスはしない、むしろ中小
企業のためのサービスであるというふうに言ってこられたと思うのですよ。これが
J-PlatPat になってかなり大きなサービス機能がどんどん追加されてきている。これはも
う中小企業の枠を越えてき始めている。実際に私ども自身が、今年の 12 月末に提供してい
る JP-NET というデータベースも 30～40 社ですけれども、J-PlatPat に切り替えるために
中止という書類をいただいております。それ自体はパーセンテージ的には 0. 何%という世
界で、直接的には大きな影響はないのですけれども、実際問題としてどんどん機能がアッ
プすれば将来的には民間のサービスははっきり言って要らなくなる、そういう状態とい
うのはもう目に見えているのかなと。今から十数年前ですと約 17 社の特許情報サービス機関
が競っていいサービスを提供してきておりました。コンピュータ、小さなサーバーでも 1
台システムをつくるのに 1 億円近くかかった時代、1 ギガのメモリーが 100 万円もした時
代ですから当然と言えば当然なのですけれどもね。J-PlatPat が中小企業のためのサービ
スというならば、実際に資本金 1 億円未満で特許出願の割合から考えると 13%、さらにそ

の中で 100 人を超えるような企業さんですと中小企業といえども特許出願をかなりされているのは事実だと思います。そういったところは逆に民間のサービスを利用しているケースが多いので、実際の 13%の中の内訳ではほとんど利用されていないに近い状態であって、国が力を挙げてこの J-PlatPat のサービスをどこまで推進していくかという点についてはそれほど大きな効果は期待できないです。むしろ国がやるべきところは知財教育の分野だというふうに思っています。したがって、民間とのコラボレーション、いわゆるベストミックスという点に関しては、特許庁さんは日本国内で多くの説明会を開かれておりますけれども、そのすべて、年間で 100 回か 200 回開かれているかわかりませんが、その中で J-PlatPat の説明がほとんどなされているというふうに理解しています。これは INPIT や特許庁さん自身がやっているものもあれば、発明協会や地域の商工会がやっているものも多いかと思いますが、あまりにも J-PlatPat の宣伝が大きすぎるという点もあるのだと思います。ベストミックスを考えるならば、民と J-PlatPat を並行して御紹介をするようなベストミックスをぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

高野委員と仲田委員から官民分担のあり方について御意見がありましたけれども、特許制度とか特許情報サービスというのは最終的には日本の産業技術をどうやって振興していくかということが究極の目的だと思いますので、そういう最終的な目的に向かって官民のどういうふうな協力関係があれば一番望ましいのかということについて、今後、今回のこの委員会までの間に報告書をまとめる過程でいろいろと検討して答えを出していただきたいというふうに思っております。

ほかに何か、萩野委員、どうぞ。

○萩野委員 大和合金の萩野でございます。商工会議所の代表として参りました。ただいま仲田委員さんや高野委員さんからの意見も確かに私なりの頭では理解できるのですが、私が話すと本日の論点 3 ともまざってしまいがちなのでちょっと気をつけるようにはしますが、資料 1-2 の 12 ページに書いていただいた三角の表というのはちょうど論点 3 にもあったようなものとほとんど似ているといえますか、同じ、近いところもあるのですけれども、私としてはやはり特に中小の場合、もっとこういう特許情報、知財情報、国内のみならず海外も見えていかなければいけないのですけれども、やはりまだまだそれは今、仲田委員がおっしゃったように知財教育ももちろん大事なのですけれども、ただそれが大事だと

わかったところで、実際に情報を入れるとなったときにかなりの費用がかかるとなった場合に、まずは特許庁の検索などで調べられるというのは非常にありがたいことだと私は思っております。その上でその会社がどんどん伸び、成長していけば、それに伴い、もう少し高度なサービスを必要とせざるを得なくなって、まさにこの12ページで書いていただいている一番上の三角が大きくなっていくというのは、私は非常にわかりやすいなと思っておりますし、我々のような町工場もそこを目指していかなければいけないのだなというのは非常に感じております。ですから何とか、今、我々としては社内では実は発明協会さんにちょっと抽出してもらったものを毎週見るようにはしているのですけれども、でもそれはあくまで国内の情報だけですので、それで大丈夫だと思って勝手にやっていたところ、海外から、おたくのものは侵害していますなどと言われたりということ考えるとぞっとするのですけれども、実際にはなかなかまだ手が出ていないのが現実ですので、今後、そういったサービスが今のJ-PlatPatからもさらに広がっていくというのは我々としては非常に心強く、ありがたいことだなと思っております。

○後藤委員長 釘宮委員、どうぞ。

○釘宮委員 私からは当初の計画との整合性という観点から意見を述べさせていただきたいと思います。

私どもは消費者関連の団体なものですから、そうしますと消費者庁における消費者基本計画の進捗確認というようなことも行ったりしておりまして、そのような観点から申しますと特許庁のシステム関連の計画としましては、平成25年の3月15日に改訂版が発行されました「特許庁業務システム最適化計画」というものがあります。この計画では平成25年度から29年度の前半5年を第1期、平成30年度から34年度の後半5年を第2期ということで主な取組というようなことが挙げられております。この計画にのっとりまして中国語、韓国語の特許文献に対応した機械翻訳検索システム、そういったものも平成27年1月に本格稼働しているところではないかと思っております。この計画書にもあるように、情勢変化に迅速かつ柔軟に対応する観点から、必要に応じて適時適切に見直しを行うということは必要ではあります。しかし、特別会計とはいえ、投資対効果を踏まえたシステム投資の実施が必要ということは言うまでもないことかと思っております。実際、この計画書の5.1の「経常経費の低減効果」というのがあるのですが、そこにおきましてはシステムの簡素化、集約化により第Ⅰ期完了時点で年間44億円、第Ⅱ期完了時点で52億円の経費低減効果を見込み、それぞれ経常経費を203億円と195億円としています。この計画との整合性を鑑み、

全体的な経費低減の必要があると考えるのであれば、何に対して投資をするのか、それに対する効果はどうかということを精査しなければいけないと考えます。

第1回の小委員会では民間のデータベース、それから J-PlatPat、両方使い分けをされていらっしゃるという複数の委員が発言されていらっしゃいました。また、中小企業による特許情報の活用ということでは、先ほども御発言の中にありましたけれども、まだ現段階では知財の重要性に気づいていない企業も多いという現状があります。そうしますと、まずは入り口となる J-PlatPat などの操作や活用方法に関する説明会を根気よく続けていくということがベースになってくるのではないかと思います。それはアンケートが資料 1-2 の 10 ページにございますけれども、そこに J-PlatPat についてのユーザー評価というものがありまして、評価が低かったといたしますか、そういうものとしてヘルプの充実度、ヘルプデスク対応、それから 2 番目として情報の充実度、これがまだ足りないという指摘が上がっています。確かに情報が充実していくということも重要かと思うのですが、一番ニーズが高かったのがヘルプの充実であったということで、情報の充実よりも、むしろデータベースの利用ノウハウの周知のほうが喫緊の課題のように私には思われます。どのような情報や機能を求めているかについては、ここに少しユーザーからの要望も載ってはいるのですが、これだけでは不明な部分も多いので、さらに調査や具体的なヒアリングなどを進めて海外であればどの地域の情報が有用なのか、そういったものを検討して投資対効果を考えた上でシステム投資すべきと私は考えます。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

上野委員、どうぞ。

○上野委員 私からは、「官民ベストミックス」についてコメントしたいと思います。本日配布されました資料 1-2 の 12 ページに掲載されている図は、理想的な官民ベストミックスを表現したものとして、大変すばらしい図ではないかと思っております。つまり、これは、J-PlatPat の普及が広まれば、まず J-PlatPat 自体の活用が広がる、けれども、だからといって民間サービスの利用が縮小するわけではなく、むしろ逆で、高度な民間サービスの活用が拡大する、というものを表現しているように思うからです。私自身も、このような流れになればよいのではないかと考えております。

ただ、先ほどご紹介があったアンケート結果を拝見いたしますと、J-PlatPat の普及によって、オンライン検索サービス業務に対してネガティブな影響があったと回答したのが

43%あり、さらに、これと関連するのかわかりませんが、オンライン検索サービスについてサービス内容を縮小するという回答が 27%あったというご報告でありました。したがって、官民ベストミックスというものをどのように実現するかという点は必ずしも容易ではなく、その重要性を改めて強調しておく必要があるのではないかと思います。

この点に関しましては、前回も少し話題になりましたけれども、判例データベースというものが同じような状況にあり、一定の参考になろうかと思います。判例データベースにおける官民の関係につきましては、本日配布された資料 1-1 の 11 ページ目以降に記述がございまして、「両者の棲み分けに関する特段の指摘はなされておらず、これまで、裁判所と民間サービス事業者との間で官と民との役割分担について議論は行われていない」ということですので、つまりうまく両立しているようだという事だろうと思います。

その背景につきまして、この資料におきましても、特許情報というのは判例に比べて非常に件数が多いこととか、あるいは、特許制度というのはそもそも権利を付与する代わりに情報を公開することが目的であることから、特許庁が自ら特許情報の検索環境を整備することが求められているといった御指摘がなされているところであります。

ただ、その上でなぜ判例データベースにおきましては、官民のサービスがうまく両立しているのか、ということはさらに検討してみる意義はあるのではないかと考えております。例えば、官が提供している判例データベースですと、かつては入力する数字が全角だとどうも検索できないことがあったように記憶しておりまして、そういう点ですとか、あるいは、民が提供している判例データベースは、審級関係や判例評釈へのリンクなど、より付加的な機能によって便利になっているため差別化されているという事情もあろうかと思えます。もちろん、判例データベースと特許情報データベースとはそもそも性質が異なるために直ちに比較できないところもあろうかと思えますけれども、判例データベースに関して官民ベストミックスが実現しているとするならば、その中に何かヒントがあるのかもしれないので、もし機会がございましたら、そうした点を今後もさらに御検討いただければよいのではないかと思います。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございます。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 井上でございます。私は日本知的財産協会の代表としても来ておりますけれ

ども、日本知的財産協会のメンバー会社は大企業のみならず、中小の企業も幅広く会員になっております。今いろいろな御意見とか御説明があった中で、大企業、即ち比較的大きな企業はきちんと調査ツールを使い分けて活用し、中小企業が J-PlatPat のような特許庁御提供のものを活用されているというような意見が幾つかあったと思うのですが、調査ツールの活用というのは企業のいわゆる「知財マインド」によって大きく違ひまして、小さな会社であっても知財マインドの高い会社では、きちんといろいろなデータベースを活用して特許調査をされております。それはやはり会社のカラーといいますか、経営者のお考えが強く影響しているのではないかと考えておりますし、さらに事業の形態や、どのような競争環境にあるかということにも影響されているのではないかと考えております。

このようなことを今なぜ申し上げたかということ、大企業、中小企業という区切りではなくて、その企業の置かれている競争環境、そこでどれほど知財が重要かということが大きく影響していると思います。知財というのは、いいものができたから特許出願するという純粋な技術的な側面のみならず、グローバルで事業をしていく上では競争のルールというふうに私は認識しておりまして、そのルールに基づいてグローバルに事業をしようとするれば、当然ながら第三者の知財をきちんと把握しなければなりません。そのためにいろいろな調査ツールを活用しているということですね。私どもも J-PlatPat は活用させていただいておりますが、海外での事業展開において J-PlatPat のみに頼るのはリスクが大きいということで商用データベースを使わせていただいております。このことは中小企業でも同様で、中小企業の方だから J-PlatPat で海外の調査をするというのではやはり知財のリスクが大きすぎると思っております。そういった観点の知財教育といいますか、知財マインドアップの教育、ここを特許庁のほうで幅広くしていただければありがたいと思っております。先ほど 12 ページに出ておりましたか、J-PlatPat を活用して裾野を広げる、これは中小企業に限ったことではなくて、大企業にも当てはまることであると考えております。

J-PlatPat に一番期待しておりますのは、充実した一次データをいち早く御提供いただきたいということです。現在のところ、いろいろな一次データを御提供いただいておりますが、審判の情報はまだ十分ではなく、審判経過情報については掲載ができていない状況で、掲載されることを待ち望んでいる状況でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 私からは非常に細かいところを1点だけ御質問をさせていただきます。お話の中で外国情報に対するニーズがますます高まっているという関係で、機械翻訳という話がございましたけれども、私、実態をよく存じないので教えていただきたいのですけれども、この機械翻訳のソフトというのはそれ自体非常に価値があるもので、国が使うもの、それ自体をまた民間にも提供するというのも必要なのかなという考えがある一方で、これもまた民間が開発をされているのではないかと思います。したがって、特許情報についてと同様、官民の分担の問題はこういうソフト自体にも当てはまる話なのかもしれないと思って伺っておりました。その点について、実態とか、あるいは今後についての考え方を聞かせていただければと思います。

○横井特許情報室長 まず翻訳についてですけれども、翻訳エンジンのような機械的なところについては我々のほうも民間の方が開発したものを使わせていただいております。そのエンジンを回すときに使うインプットする材料である、例えば翻訳用の辞書などについては我々のほうでも作成しております。それを翻訳エンジンに入れて翻訳しておりまして、我々のほうでつくった辞書については、ユーザーの方にも利用いただけるような形で開放して、民間の方も我々がつくった辞書に民間の方が独自につくられたものをあわせて、すなわち付加価値をつけてサービスをしていただいているという現状がございますので、今後もそういった流れの中で翻訳についてもやらせていただくのかなと考えているところでございます。

○後藤委員長 よろしゅうございますか。

○鈴木委員 はい。

○後藤委員長 ちなみに機械翻訳というのは何か国語ぐらい今できているのですか。

○横井特許情報室長 今、公的な特許情報サービスの中で提供しておりますものは日本語から英語に翻訳して審査結果等の発信に使っているものと、あと中国語、韓国語の文献を日本語に翻訳して検索できるようにしているもの、その3方向になります。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかに、石井委員、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。資料1に関する御意見が多く上がっているところで、官民のベストミックスで今後の特許情報サービスをどうするのかという点については、機能が多く追加されればされるほど民業圧迫になる可能性があるということで、例えば14ページ、15ページあたりで記載してある今後の特許情報サービスのあり方として何を追加

していく必要があるのかというところが、それをどこまで報告書に落として書いていくのかというところが問題になってよいかなと思います。お話を伺っている限りですと機械翻訳、翻訳の機能を高めていくということと、対象となる国数を増やすということについては御意見が概ね共通していると思いますが、その他の基本的な機能や必要な機能と書いてあるところ、例えば4ページや5ページに書いてあるようなバツのところをさらに高めていく必要があるのかという点をどうしたらいいのかというところについて、例えば参考になるような海外の民間とのサービスのすみ分けがどうなっているとか、そういった状況を伺いたいと思います。

○横井特許情報室長 資料1-1の7ページから8ページにかけて、主に8ページですけれども、こちらのほうで、我々のほうで把握できている海外庁の民間サービスとのすみ分けについて少し整理をしたところを記載させていただいておりますので、こちらをご覧くださいだけまずでしょうか。まず欧州のほうですけれども、欧州では、以前は民間事業者に遠慮してEPOのサービスをそれほど高度なものにしないというような方針をとっていたところもありましたが、2007年以降はどんどん積極的にサービスを向上するというような方針に転換しておりまして、サービスが急速に向上してきている現状がございます。ただ、そのときに配慮としまして、民間サービス事業者の方と年2回ほど意見交換の場を設けており、その中で今後1年間の計画、官のほうはこういったことをやりますといったところをアナウンスをして、それを踏まえて民間サービス事業者の方はサービスをしていると聞いております。また、アメリカですけれども、アメリカについては一次情報を官が提供して、それに付加価値をつけたものは民間サービス事業者が行うといった整理をこれまでしてきたのですが、2015年9月ぐらいから始まった新しいサービスをみますと、一次情報を分析して統計的な解析をした情報を提供するサービスも始まっておりまして、最近若干その方針を見直しているのではないかと考えているところでございます。

その次の韓国ですけれども、韓国については官と民のサービスのすみ分けについて文章にして整理しておりまして、特許庁のほうが行うサービスというのが①から④に書いているサービスで、法令上根拠があるサービス、公共性が認められるサービス、民間のサービスが存在しないか民間が提供することが困難なサービス、付加価値型ではなく標準的な情報提供サービス、これらのいずれかに該当するものについては公的なほうで行うとの整理をしていると聞いております。この辺も踏まえて先ほどの資料1-2の13ページから15ページにかけてのような整理を考えていたというところでございます。

○石井委員 ありがとうございます。全体的な方針としてヨーロッパとアメリカは高度なサービスを提供する方向になっており、韓国はそうではないと読めますが、日本の方針としてはこれを参考に、どういう観点で示唆を受けているのでしょうか。

○横井特許情報室長 資料 1-2 の 14 ページですけれども、右下のところに留意点ということで書かせていただいておりますが、重複投資等が発生しないように公的な特許情報サービスに関する今後の計画については事前に広く周知してやらせていただくというようなところを留意点として挙げさせていただいております。これについては欧州の考え方を少し参考にさせていただいているところがございます。また韓国の④に標準的な特許情報サービスをやっていくというような整理が入っておりますけれども、14 ページの④に、基本的な機能を公的なサービスのほうでやっていくというようなところの整理に参考にさせて頂いているところでございます。アメリカのほうについては過渡期で若干切り分けが揺れているようなところがありますのでもう少し様子を見ていきたいと考えていたところでございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

南部委員、どうぞ。

○南部委員 私からは 1 点だけで、資料 1-2 の 4 ページ目から各国、海外庁との比較というのが出ていますけれども、これからサービスの充実とか見直し、特許庁としての見直しというのを検討される上で、今まで官民のすみ分けというお話はありましたけれども、既に例えば海外庁で提供されているものをうまく利用して、日本のほうで、全部自前でやってしまうのではなくて、そっちのもう既に用意されているシステムのほうがうまく利用できる、そこにうまく誘導できるというような方法があるのであれば、そういった形でシステムを改善できるのであれば、そのほうがもしかしたら本当に投資すべきところに予算とか時間を集中できるのかなというように思いました。それで海外の官庁の提供するサービスというのもそうですし、日本国内の民間のサービスで既にあるものに関して特許庁がこれからまた重複してやるということがあまりないように、うまくそこは共存できるような形でやっていけないのかなという、非常に抽象的で恐縮ですけれども、そのように思いました。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。現状でも海外庁との情報のやりとりはあると思いますけれども、ちょっと御説明いただけますか。

○横井特許情報室長 海外庁との協力ですけれども、まずコンテンツですね。実際に検索

の対象となるコンテンツについては海外庁と協力して我々のデータを渡すかわりに海外庁のデータをもろうというような協力関係の中で我々がもってきたものを民間サービス事業者の方にも共有するというような流れの中でやらせていただいております。先ほど重複投資等が発生しないようにということで、恐らくシステム面の話かなと思うのですが、例えば WIPO は世界中のユーザーをターゲットにサービスをしているところでありまして、WIPO のサービスも第 1 回の委員会が終わった後、第 2 回までの間にもどんどん向上しておりますので、その変化を見ながら日本のユーザーの方に現状の海外のサービスでは足りない、日本のほうでサービスして欲しいというようなところに特に注力して我々のサービスのほうを改善していき、できるだけ重複投資がないような形で進めて参りたいと考えているところでございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかに、仲田委員、どうぞ。

○仲田委員 私どもの会社では中小企業向けのビジネスとして、やはりコンサルタント事業を強化しようというふうに考えております。これは弁理士会もキャラバン隊をつくって全国を回る、これはなかなかビジネスとしてもうかるビジネスではなくて、やはり底辺を底上げしていこうということでもあるのですけれども、ただなかなか知財の基礎を全くわかっていない中小企業さんが圧倒的に多い。そういった中で私どもの JP-NET というデータベースはいろいろな会社さん、もちろん J-PlatPat もそうですけれども、例えば出願人そのものが検索、「ポリプロピレン」という言葉を検索しようとしたときに「ロ」の字が漢字の「ロ」が入っている、「ポ」の字に「ホ」に半角を置いて上付きの丸で「ポ」を表記しているとか、要するに漢字の「二」をカタカナの「ニ」に置き換えて出願する、作為的な出願も何万件もあるのは長官、御存じですかね。多分あまり意識されていないと思うのですけれども、日本の特許出願に対してはそういったわざわざカタカナを漢字に置き換えたり、ひらがなに置き換えたり、検索できないようなテクニックを使って出願しているものが数万件存在しているのですよ。審査をやっている方はおわかりになると思うのですけれども、それが実際に IPDL に載ってきたり、またはいろいろところで中小企業の方は専門の特許調査官がいるわけではないですし、我々自身がそういったところをアドバイスしたり検索ノウハウに近づけてサービスをしているのが実態です。

以前に日刊工業新聞にこの件を具体的な間違いがどういうふうにあるのかという記事の提案をしようと思って原稿を書いたのですけれども、申しわけない、これを記事にすると

大きな問題になりすぎるから取り下げてくれということで記事を取り下げた経緯もあります。こういうものに対して特許庁としてはむしろ審査官レベルで補正をするべき性格のものだと本来は思うのですけれどもね。ただその辺は読めればいいという考え方と、これからコンピュータで検索を処理していこうという考え方の中ではやはり適切な指導をしていくべき性格なものだと思いますし、これは1つの言葉のケースですけれども、特許分類にしても間違った分類がついている、特に公開等については間違った分類がついているケースもいっぱいありますので、こういったときにコンサルタントとしての、プロとしてのアドバイスが必要になってくるわけです。ですから、データベースだけ機能を充実させればいいということではないと思うのですね。特許庁さんにはぜひその辺のビジネスというか、中小企業向けのサポートとしては十分なコンサルタント事業というものを全国展開していただいたほうがよろしいのではないかなというふうに提案します。

以上です。

○後藤委員長 貴重な御意見をどうもありがとうございました。

それでは、ほかに御意見がないようでしたらあと2つ論点が残っておりますので、時間の関係もありますので次に進みたいと思いますが、論点2の「法的検討も要する公報のあり方」ということにつきまして、御意見、御質問等がおありでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

高野委員、どうぞ。

○高野委員 資料2-2の7ページに事務局案が挙げられています。①、②、③、それぞれの考え方、あるいはこちらが適切ではないかという案に対して特に異論はありません。ところで、特許公報というのは法人名で出願されても発明者の住所というのは居所だったり、場合によっては本人の本当の住所だったりするのですけれども、論点①のほうで個人か法人かと分けているのは、これは確認までですが、出願人としてなのか、それとも記載としてなのですか。換言すれば、出願人は法人で発明者は当然個人になり、住所は発明者のいろいろなパターンがあると、どの様に論点①、論点②は分けられているのでしょうか。

○松下普及支援課長 ありがとうございます。論点①のところはあくまでも出願人というイメージであります。ただし、発明者も当然個人ですので概略化の対象に発明者もなるというところでございます。ですから、出願人としての個人と発明者は一応個人でありますから、全員が概略化の対象というふうに考えているところでございます。

○高野委員 なるほど、そうしますと、出願人が法人であっても発明者のところは概略表

示になると。

○松下普及支援課長　そうです。

○高野委員　わかりました。

○後藤委員長　本多委員、どうぞ。

○本多委員　日本弁理士会の本多敬子でございます。資料の2-2の7ページですが、先ほど高野委員が申し上げられましたように、こちらの概略のほうで弁理士会といたしまして異議、異論はございませんので、そのような形で進めていただければと思います。

5ページのところでございますが、アンケートの結果ということで提示されております。掲載される個人情報の利用形態といたしまして、利用したことがないと書かれた方が78%と記載されてございます。こちら、アンケートの母体にもよるかと思いますが、代理人をしておりますと、出願する際に必ずと言っていいほど同じ出願人が前に出されていないかを調べて、住所表記を一致させるような形で出願するようにいたします。そうしませんでした別の対象だというふうに認識されてしまいまして、例えば商標出願などで類似のものが(後から)出願されますと4条1項11号がかかるなど、余計な拒絶理由がかかってきてしまいます。ですから、そういった作業は必ず代理人であればしておりますので、恐らく利用したことがないという(パーセンテージ)のは代理人にはちょっと当てはまらないのかと思っております。

ただ7ページのところ、発明者については概略という可能性があるということでございますので、出願人、権利者がきちんと提示されるのであれば、ある程度の不便は回避できるのではないかと考えております。発明者につきましても、発明が同じかどうか、発明者が同じだとその系列が同じか、その発明を前にされた方と同じ方かどうかということを確認する作業があると思いますが、そういった場合は閲覧をするということになり不便が生じます。できましたら閲覧につきましては、特定の条件を課していただきまして、閲覧を自由に無料でできるような形でさせていただけるともう少し利用し易いかと考えております。

それから8ページの、公報につきましてでございます。確かにこれだけたくさんの公報をすべてチェックしているということではございません。といいますのも、こちらに載っております情報が今J-PlatPatに情報としてほとんどのものが載っておりますので、公報を見なくても情報をいただけたらと思っております。ただ、現在、公報に開示しなければならないということで法的な根拠があつてこういった情報がすべて出ているかと思っております。

もしこちらの公報が、法改正によって出ないということになってしまいますと、情報まで出ないということになってしまうのではないかという危惧がございます。できましたらその情報量を変えずに、もし（法改正によって）公報を出さないということになりましてもそのまま（現在と同等の）情報は提供しなければならない法的根拠を設けることも法改正の際にお考えいただければと思っております。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか、石井委員、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。私のほうからは個人情報保護とプライバシーの観点からコメントをさせていただきたいと思います。

資料 2-1 の 12 ページのところ、2-2 ですと 7 ページの論点③のところの選択制の導入について、公報発行前の選択制の導入ではなく、公報上はすべて一旦概略表記とすることで統一する。そして、ライセンスを与えたい人に関しては別途方法を検討するという案が提案されておりまして、それに関しては特に私の方で異議があるわけではありませんが、2-1 の 12 ページの説明の仕方が少し気になりますので、コメントさせていただきたいと思います。丸の 2 つ目、「公報発行前の選択制を導入する場合には、住所が全表記された時点で個人情報公開される」とありますけれども、住所が全表記された時点ではなくて、もう名前が出ている段階で個人情報は公開されているかと思しますので、その辺の書き方の工夫をしていただきたいというのが 1 点です。続いて、「出願人の選択ミス等があった場合には、個人情報保護への被害を完全に除去できない」と、確かに自分の情報の取り扱いについて自分で選択をするというのがプライバシーの一内容になっておりますけれども、最初に選択権を与えられており、それが間違いでしたというときに、さらに個人情報保護への被害が生じ得るのかというところも少し気になりましたので、工夫していただければと思います。

資料 2-2 に戻っていただきまして、7 ページの論点①のところの個人か法人かという書き方について、個人、法人、法人化されていない事業者という切り分けではなく、法人化されていないものは全部個人事業主だという整理で 2-1 に書かれていますけれども、そのような整理で行かれるのでしょうかというのが確認です。

それから、個人情報の観点で申し上げますと、論点②については都道府県レベルにとどめるべきなのか、市区町村まで載せるのかというのは、決定的な違いをもたらすわけでは

ないというように思いました。

以上です。

○後藤委員長 1点確認がありましたので。

○松下普及支援課長 法人格がない場合でも個人事業主という形で事業を営まれている方がいらっしゃると思います。前回も個人とほとんど変わらないような事業者もいるのではないかなという御指摘をいただいたところでございます。そういう意味では、ここでは、個人と個人事業主と法人と、3つに分けて考えております。しかし、その中で特許法上は、個人と個人事業主は両方とも出願者は個人になりますので、そこは同じになると整理してとらえているところでございます。

○石井委員 すみません。

○後藤委員長 どうぞ。

○石井委員 個人事業主と言ってしまうと一人で事業をやっている人という、そういう印象があるのですけれども、そういう理解ではなく、複数で事業を営んでおり、かつ法人化されていない場合も個人事業主として整理するということなののでしょうか。

○松下普及支援課長 出願については法人格がない場合には出願ができませんので、そういう場合には個人としての出願となると考えているというところでございます。

○石井委員 わかりました。

○後藤委員長 南部委員、どうぞ。

○南部委員 資料2-2の7ページ目の論点②についての質問が1つなのですが、これはA案とB案で、B案のほうで出願人・権利者は異なる概略方法とすることも検討課題ということなのですが、異なる概略方法にした場合は事務負担は結構大きくなるのでしょうかというのが質問です。何でそういうことをお伺いするかといいますと、基本的にいろいろな手続上のミスを防ぐためにはシンプルなほうがいいのかなというふうに考えていまして、ただ論点①について個人のみ対象とするのは適切なのかなとは思いますが、その②とか③についてできるだけ統一的な扱いにしたほうがミスが少ないのではないかな。先ほど石井委員から少しお話がありましたけれども、概略方法に差を設ける方法として例でお示しいただいたぐらいの差ということであれば、結局のところ本当にだれが権利者なのか等を調査するに当たっては閲覧請求が必要になってくるということも踏まえまして、差を設けることについてどれだけ意義があるのか、それと事務負担上、ミスのリスクということを比較検討したときにどうなのかな、A案のほうがいいのかもしれないかなという

ふうに思った次第です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。B案の「出願人・権利者」は異なる概略方法とすることも検討課題」というのを少し御説明いただけますか。

○松下普及支援課長 先ほど申し上げましたとおり、例えば説明資料に書かせていただいていますのは、出願人・権利者は市町村で、発明者は都道府県でというような例を1つ挙げさせていただきました。そのほかにも、もう発明者は一切住所を出さないといったようなことも含めていろいろな選択肢はあろうかと思います。また、事務負担の関係、特に、特許庁のシステムとの関係で言うと、都道府県というところでありますと比較的事務負担というものが少ないかなと思っております。ただし、市町村というところまでやりますと事務的にはかなりいろいろなシステムの変更、あるいはそのチェック方法というものが必要になろうということを現時点では想定しているところでございます。しかし、出願人・権利者と発明者とは今でも違うような管理というものがされていますので、概略方法が異なることによって事務負担が大きく変わるというようなことではないのではないかなというふうに現時点では考えているところでございます。

○後藤委員長 よろしゅうございますか。

○南部委員 はい。

○後藤委員長 井上委員。

○井上委員 先ほどは変な音を出して失礼いたしました。J-PlatPat を見ておりましたら急に出てまいりました。失礼しました。

今、皆さん御議論されている7ページの論点③の選択制のところでございますが、やはり選択というのは慎重にすべきではないかなと思っております。と申し上げますのは、選択制ということを許してしまいますと、いろいろな理由をつけて後でいろいろな申請があるのではないかな、それをまたどう扱うのかという議論が出てくるのではないかなと思ひまして、国のルールとして出願をするときにはこういう形ですという明確な方針一本がいいのではないかなと思っております。どこかにきちんとした情報が担保されているというのが前提で、選択をなくして、概略的な表示のみとしていただくのが非常にシンプルでよいのではないかなと思っております。

以上でございます。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。仲田委員、どうぞ。

○仲田委員 私、あまり認識はしていませんのでけれども、出願人がいわゆる代理人を通じて、また直接出願をするに当たって特許庁さん側が公報の掲載をここで打ち切ろうとしているのか、出願人が最初から自分の住所を入れないで出願をしてもいいよという、こういうことなのか、例えば特許庁さんがもし公報上に発明者個人の詳細な住所を載せないとするならば、例えば何文字以内はアスタリスクで点々々としてしまえばシステム上でできる話だし、それほど発明者に出願負担をかける内容はないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はどちらで公報の住所を処理しようと考えておられるのですか。

○松下普及支援課長 特許庁としましては、やはり出願人の情報はフル表記していただく、つまり出願時点では出願人様からすべて住所を書いていただくということでございます。公報の発行の過程において何らかの形で概略をしていくということかと思えます。今、仲田委員から御提案のありましたとおり、例えば何文字で切るといような概略方法というものもあるのかなというふうには思いますけれども、外国の場合であるとか国内の場合でもいろいろ差異が出てきますので、それが公平なのかどうかという議論もあろうかと思えます。そのため、やはり目安としましては例えば行政単位、都道府県であるとか市町村であるとか、そういうところで概略化をしていくというのがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。いずれにしても、出願人様からはそのまま住所をフル表記で出していただくということとは変更ない予定でございます。

○後藤委員長 釘宮委員、どうぞ。

○釘宮委員 釘宮でございます。論点①と③については事務局の御提案のとおりで問題ないかと思っておりますが、論点の②について質問をさせていただきたいのですが、出願人・権利者は異なる概略方法とするということも検討するというのがB案になっておりまして、資料2-2の6ページに公開特許公報の見本というものが出ているのですが、例えばこのような形で出願人、代理人、そして発明者というふうにあって、個人の場合には出願人と発明者というのが同じというような場合が多いのかなと思うのですけれども、そこはどのようなのでしょうか。

○松下普及支援課長 実際にはそういうケースが多いというふうに思います。

○釘宮委員 そうしますと、個人のみを例えば概略表記の対象にするとして、出願人・権利者は異なる概略方法にするということになると少し齟齬が出ると思いますか、発明者のほうには書いてないのだけれども、出願人のほうには書いてあるとか、そういったことになるのは整合性がとれないように思います。

以上です。

○松下普及支援課長 確かに今御指摘のあった個人の出願で発明者も同じといったケースについては整合性がとれない部分もあるかと存じます。ただ、法人が出願人の場合に発明者が3人いたり4人いたりするというケースはございます。その場合においては、どちらかといえばそちらのケースのほうが多いと思うのですけれども、発明者の概略表記のレベルを例えば都道府県までとするといったようなところに実質的な意味は出てくるのではないかというふうに思っているところでございます。

○後藤委員長 ほかにございますか、石井委員、どうぞ。

○石井委員 すみません。先ほど12ページでコメントさせていただいたところの補足をさせていただければと思います。公報発行前の選択制を導入する場合の出願人の選択ミスなどがあった場合に、個人情報保護への弊害を完全には除去できないという部分ですが、例えば個人に公報発行前の選択権を与えた場合に、氏名、住所が公開されることによってプライバシーや個人情報への影響がどの程度あるのかということを見ることが難しい場合もあるというような、そういう書きぶりもあり得ると思いましたのでコメントさせていただきました。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、最後に時間が残ったらもう一回返ってくるということも可能だと思いますので、とりあえず先に進ませていただきたいと思います。論点3に進みたいと思います。論点3は「中小企業への情報普及施策のあり方」ということですが、これにつきまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか、萩野委員。

○萩野委員 まさに中小企業の立場として、やはり先ほど論点1でも出たのですけれども、知財教育というのをいろいろ私ども県や東京都、自治体でも、あるいは商工会議所とかでも、あるいは地元の知財相談センターとかでもやってはいただいているわけですが、でもきつとこの資料3-2の4ページとかで重要性に気がついていないという一番底辺に近いところの人たち、企業というか、そういうところはそういう自治体のところにも行ってないだろうと、そういうところをどう喚起するかということなのでしょうけれども、私どももいろいろな金融機関とのお付き合いがある中で、例えば政府系の金融機関、日本政策公庫や商工中金、どこかで何かアンケートとかもありましたけれども、そういうとこ

ろの会にもやはりそういう金融機関との関係は非常に大事でもあるので行かざるを得ないというのがありますし、そういうところで大事さ、怖さ、重要さとかをレクチャーしていただいたり、成功例、あるいは失敗例を話していただくというのは非常に臨場感もありますし、いいことではないかなと思っています。先ほど仲田委員からもそういった啓蒙、教育のこの話もありましたけれども、そこに私としてはちょっと論点1と絡んでしまいますけれども、ではそれを調べようとしたときに中身も充実しているし、民間業者を活用すればもっと充実した情報が、うちの会社のためのいい情報が届くとなれば、先ほど情報会社さんから、後で怒られてぶんなぐられてはいけないのですけれども、どちらかというとそういう意味では、ちょっと話がそれてしまって申しわけないのですが、そういう意味ではやはりセットで民業圧迫というよりは、どっちかというと両方活性化するようなやり方は大いにあると思いますし、やろうと思っていることを特許庁としてもやられないのは逆に、言葉は悪いかもしれませんが、民業甘やかしのような気が私はしています。というのは、我々だって設備投資をして、これからもっと増やそうと思ったところに海外メーカーが来てしまうというような、そういういろいろなリスクがある中でやっているわけですから、でも今はそういう①の底辺に近い重要性に気づいていないところを喚起していけばパイが増えていくわけですし、またそれが結局は日本の技術力が海外に勝るようになって、中小も栄え、また情報サービスの民間のビジネスチャンスにもつながっていくし、いいことづくめではないかなと、いいほうばかりを言って申しわけありませんけれども、そんな気がいたしました。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかに何か、井上委員。

○井上委員 井上でございます。私ども知的財産協会で活動しておりまして、1300社のメンバーがおりますけれども、ほとんどが東京、大阪、二極に集中しておりますが、日本中に会員様はいらっしゃいますので、地方の中小企業の方への知財サービスを今年度から強化しております。その中で、例えば中国、四国、九州に出向いていろいろな知財マインドアップの活動をしているのですけれども、知財マインドといいますか、知財について知りたい、特に情報検索についてすごく興味を示されていることに気がつきました。改めて地方、中小企業の方に対して、J-PlatPatも含めまして知財ツールの使い方、調査の仕方、そして海外への事業展開をも支援していくような活動を強化しなければならないと考えている次第でございます。私どもの活動の御紹介ということで御説明させていただきました。

以上でございます。

○後藤委員長 ありがとうございます。

本多委員。

○本多委員 日本弁理士会の本多でございます。この点につきまして、先ほど仲田委員より御紹介いただきましたように、日本弁理士会におきましても知財キャラバンということでコンサルタントを弁理士会が負担いたしまして派遣するという事業を4月から展開しております。現在、御相談の御依頼をいただきましたもの、御相談を終了させていただきましたものを含めて100社を超える企業の方からお問い合わせその他いただいております。もう少し年度末に向けて数が増えるのではないかとというふうに期待しております。こちらにおきましては、やはり出願ということだけではなく、特・実、意匠の周辺のもの、あるいはオープン・クローズ戦略、その他もう少し広い形での御相談などを承っております。そういったことを通しましても情報の利用の仕方なども御紹介しております。御相談に行くときにも、こちらからも必要な資料、情報を持参して御提示するような作業をさせていただいております。このような御相談の場面において、特許というのにいきなり入るとするのはやはり難しい、パテントマップなども読み方がとても難しいかと思います。であれば、例えば最初、導入部分として意匠ですとか商標など比較的に見ればわかる、理解しやすいものでございますので、そういったことから情報の活用などを普及していくというのは1つの切り口ではないかというような意見も会員よりいただいておりますので、御紹介させていただきます。ありがとうございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

上野委員。

○上野委員 論点3の中小企業への特許情報普及施策というのは大変重要な課題だと思うのですが、本日いただいた資料によりますと、現状では、特に中小企業におきまして、そもそも「特許情報の重要性に気づいていない」中小企業が多いという御指摘だったかと思えます。

ただ、先ほどから皆様の議論をお聞きしておりますと、問題になっているのが、「特許情報」の重要性に関する認識なのか、それとも「特許制度」それ自体の重要性に関する認識なのか、どちらなのかなと思うときがあります。つまり、中小企業の多くは「特許情報」の重要性に気づいていないというより、そもそも「特許制度」の重要性に気づいていないということなのかもしれないからです。

ここで、「特許情報」の重要性を認識することと、「特許制度」それ自体の重要性を認識することでは、その普及啓発を進めるに当たっての具体的な方法や方策に違いが出てき得るものではないかと思います。もちろん、特許庁さんは、特許制度の重要性につきましても、特許情報の重要性につきましても、すでに様々な形で普及啓発を展開していらっしゃることは承知しておりますけれども、中小企業への普及施策をさらに進展させるためには、今一度この点が明確になると具体的な方策の検討にとって有意義かもしれないと感じた次第です。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

鈴木委員。

○鈴木委員 コメントにすぎないのですけども、この中小企業対策は政府でもいろいろな機関がやられていると思います。同じ経産省の中でも、中小企業庁というまさに中小企業対策の中核になる組織もありますので、ぜひそういう中小企業対策全体の中にうまく組み込んでもらって、あまり縦割りにならないように、もう重々意識されているとは思いますが、例えば、同じ知財の分野でも営業秘密の問題とかも中小企業にとって重要な話だと思いますので、総合的に対策を講じていただくようお願いしたいと思います。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

仲田委員、どうぞ。

○仲田委員 中小企業向けの普及対策という点では特許庁さんはかなりなされておられると思うのですが、こういったような（パンフレット）いろいろな展示会とか、長官も IP コレクションに御参加されたと思いますけれども、こういったところで紹介しているのは IPDL と、具体的な相談といってもなかなかされる方が少ないのだと思うのですよ。こういったところで、弁理士会もそうですけれども、キャラバン隊みたいなものとか、我々の業界団体からもこういった出展が同時にできるような、そういった普及施策はより効果的なのではないだろうか。それから、いろいろなパンフレットが配られていますけれども、J-PlatPat のカタログはあるけれども、民間のサービスは一切掲載されていないのですね。特許庁さんの直接のパンフレットの中に民間サービス業者や弁理士さんの細かい事務所を載せるわけにいかないのかもしれませんが、できる限り、可能な限り民間のサービスもこういったところがあるよと、確かに特許庁さんのホームページ、工業所有権情報・研修館のホームページですかね、業者さんは載っているのですが、全く多

分審査なしでただ単に登録申出があったから載せているのではないかなと。特許庁さんの入札では資格審査があるかと思うのですけれども、サービスの内容や質に対してもそれなりの審査をした上で載せたりパンフレットに紹介したり、そういった活動がなされればよりよいのではないだろうかというふうに思いました。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございませんか、南部委員、どうぞ。

○南部委員 先ほど本多委員のほうからお話がありました点について私も一部賛同させていただきたいと思った点がありました。特許情報といったときに、特許、実用新案、意匠、商標といういろいろな分野があるわけですが、その中で比較的関わることが多い、どんな商売をやっているか大体分かることがある商標の分野について例えば重点的に宣伝していくというようなことではどうでしょうか。商標について十分に調査しないで使ってしまうと、結局、侵害警告を受けたり、あるいは自分のところでずっと大事にしていたブランドというものの保護が実際、法律上受けられないというようなことにもなりかねませんよというような、本当に身近なところから、サービス業や製造業といった垣根を越えて関わる場所の多い分野を重点的に宣伝していくというのは1つのアプローチなのかなというふうに思いました。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

高野委員、どうぞ。

○高野委員 資料3-2に記載されている内容はよいと思いますし、あるいは本日論点1から3にかけて多くの委員から教育・啓蒙といった表現がされていますけれども、こういったものをどしどし、どんどん推進すればよいと思います。ただし、中小企業へという対象を明確にした中での施策としてはとてもよいと思うのですが、これは論点1のときに仲田委員からも少しありましたが、J-PlatPatの前身であるIPDLのときなどは中小企業、あるいは大学のためにということが最初名目としてあったのですが、ところが大企業まで普及してしまったということを踏まえ、今回は中小企業への施策ということできっちり対象を絞って推進することが肝要かなと思っています。その対象範囲を逸脱して、施策あるいは政策を出してみたら利用するのが大企業ばかりだったということになると何をやっているのかわからなくなってしまいますので、ぜひこの立派な施策、あるいはあり

方というものをまとめた方向性について、対象を中小企業に絞ってパフォーマンスのよいものになればと願っています。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

石井委員。

○石井委員 先ほど上野委員がおっしゃったことと関係しますけれども、特許情報の重要性や必要性に気づいていないのか、特許制度についてそもそも知らないのかというところの、取り組みの方向性を改めて検討していただく必要があるのかなというように思いました。3-1 の資料を拝見しますと、中小企業に関しては特許情報の怖さに気づきながら努力をしない企業よりは、何も怖さを知らずに活動している企業のほうが多い。これはもうまさしく制度を知らないということの意味しているような気もしております、全体的に特許情報の重要性というよりは、前提として特許制度についてまず改めて周知を図ることが必要で、その上で特許情報の重要性の話に入るのではないかというふうに思いました。ただ、私の専門ではありませんので、お話を伺っていて、どうやら制度の重要性というのも改めて強調していく必要があるのではないかというふうに感じた次第です。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

釘宮委員。

○釘宮委員 私からもコメントですけれども、やはり今、複数の委員がおっしゃいましたように、特許情報に対する普及施策なのか、あるいは特許制度に対する普及施策なのかというところは、私も特許制度自体の普及というようなところが必要ではないのかなと全体の議論を通じて感じたところです。あと今、ベストプラクティスというのでしょうか、「知的財産権活用企業事例集」というようなものを特許庁のほうで出されていらっしゃいまして、ああいうものは実際に見るとああこういうふうに取り組んでいるのだなというのが非常によくわかるものではあります、あれは業種別に分かれていて、初期段階において、その企業が知的財産についてどのぐらいの関心の度合いがあったのか、それが今どうやって成功しているのかというのが見づらいようなところがあるように思いました。ですので、今①から③まで企業の特許情報の活用状況が違うというのが出ているのですが、例えばそれぞれをタイプⅠ、Ⅱ、Ⅲというふうに分けるのであれば、それぞれの取り組み事例というものを見せるというようなこと、見えるようにするというようなことも必要なことでは

ないかと思いました。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

特許制度の重要性については既にいろいろな普及啓発活動が行われていると思いますので、今回のこの委員会では特に特許情報について御議論いただきたいということかと思いますが、委員の皆様のご指摘のように両者非常に関わりが多いところではありますので、その点に配慮しながら情報の重要性の啓発とか教育とかもやっていく必要があるのではないかと思います。どうもありがとうございました。

ほかに何か御意見はありますか、仲田委員。

○仲田委員 ちょっと感想だけなのですが、このところ、今年何回かビッグサイトで開かれているいろいろな展示会に参加させていただいておりますけれども、大きい企業がドーンと占めている中で中小企業も結構参加して展示会に出されているんですね。そういったところに私ども、どんな技術が出ているのかなと思ってときどき見に行くのですが、中小企業の小さなところへ行って、特許出願なされていますかという話をしましたところ、複数の企業さんの中で、特許出願をしても、それを依頼者というか、発注先に持っていくと、それを振りかざすならば取引しないよと逆につぶされるというような話を結構聞きましたね。実際にはそんなことよりも、特許出願した商品よりもそれ以外の受注額が多くて、特許出願で仕事をもらおうなどという考え方は考えられない。「下町ロケット」みたいには、そう簡単にいかないなというふうに思いました。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか、萩野委員、どうぞ。

○萩野委員 今の仲田委員の御発言に関連するかわからないのですが、一方で町工場でも海外に材料を売りに行った場合などで、これは出願しているのかということと言われることもありまして、逆にしていないと危なっかしくて使えないといいますが、ちゃんと調べているのかとか、そういう意味ではやはり逆に出していると言ったほうが、出していると別に嘘を言うわけではなくて本当に出した上で、それを伝えることで信頼をして買ってもらいやすくなることもあるなというのをすごく肌で感じております。一言、その件に関して。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

時間も少なくなってまいりましたけれども、前の論点の1とか2とか、今の3も含めて全体的に何か言い残したこととか、あるいはぜひここで言っておきたいことというのがおありでしたらお願いしたいと思いますので、何かございますでしょうか。

萩野委員、どうぞ。

○萩野委員 先ほど論点3の中小企業への情報普及施策のあり方のところで、特許情報の重要性に気づいていない会社や、制度をそもそも理解していないという、でも別にそのどっちにこだわろうが啓蒙や教育をしていく上ではそのどっちとも教えることになるわけですから、あまりそこはどっちを知らないとかというのを議論しても意味はないのではないかなという気はしましたけれども、すみません、とんちんかなことだったら。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか、井上委員、どうぞ。

○井上委員 最後に1つだけ、今の中小企業と大企業の話ですが、私どもは事業をしている関係で海外の中小企業、大企業よりも中小企業の方のほうが知財マインドが高く、これは特許で権利を保護しているのだという権利主張が大企業よりも中小企業のほうが強いというのを肌で感じております。なぜかといいますと、中小企業が大企業に勝つためには、知財権というのは非常に便利なツールになるわけですね。そういうベンチャースピリットの塊のようなベンチャー企業の方というのは、ものすごく知財権について強い関心と研究をされておるというのを肌で感じております。それは国自身のカルチャーの違いかなというふうにも最近感じておりまして、例えば発明協会様のほうで少年少女発明クラブとかいろいろされておりますけれども、それを知財教育という面で、例えば小学校であるとか中学校であるとか、まだまだそういう話はお聞きしておりませんが、そういうカルチャーの醸成から入れば、中小企業だ、大企業だという話ではなくなって、国全体の知財マインドが高くなるのではないかというふうに私は思っております。

以上でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

石井委員。

○石井委員 すみません。先ほど特許情報の普及と特許制度の普及についてコメントさせていただきましたが、その両方、特許情報を知らないということや特許制度を知らないというのを切り分けて議論しようという趣旨ではありません。報告書や資料を拝見していますと特許情報についてのフォーカスがなされているわけですが、前提として特許制

度を知らないがために特許情報も活用できていないという事業者が多いかもしれないということで、特許制度の普及というのも大事であるということを改めて強調する必要があるのではないかと思います次第です。

施策への要望に関しても、例えば特許情報は無料の J-PlatPat から入るという説明がありまして、まずは特許情報の必要性に気づくことが必要とありますが、その前に、そもそも制度を知らないという場合があると思いますので、その辺の一言をつけ加えていただければよろしいのではないかと思います。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

上野委員。

○上野委員 本日のお話の全体につながるとしますので、資料 1-2 の 12 ページ目における先ほども言及した図についてコメントさせていただきます。この図は、J-PlatPat の活用や普及が進むと、裾野が拡大するだけでなく、一番上の④と書かれている赤い三角の部分、すなわち高度な民間サービスの活用も拡大していくというシナリオでありまして、そのようにうまくいけば理想的だと思いますけれども、先ほどから民間サービス事業者の委員のご議論などを伺っておりますと、J-PlatPat の普及を進めた結果、裾野の方は拡大したけれども、赤い三角すなわち高度な民間サービスの活用が変化しないとか、あるいは逆に縮小してしまうことになりはしないかという危惧が見受けられたところであります。もしそうなってしまうとすれば、官民ベストミックスとしては確かに問題があるということになるかと思いますので、この図のような理想的なシナリオをどのようにして実現するかという具体的手段の点が重要になります。

この点、今回の資料では、J-PlatPat の普及によって「特許情報の活用を進めた利用者は、より高度な民間サービスへ移行するのではないか」ということは書かれているわけですが、ここの具体性と申しましょうか、具体的にどのような方策をとればそうした「移行」を実現できるのかという点が、やや弱いと言ったら語弊があるかもしれませんが、今後さらに詰めるべき重要な課題になるのではないかと思います。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかにありませんか、本多委員、どうぞ。

○本多委員 話がそれてしまうのでどうしようかしらと思ったのですが、先ほど井上委員

より御指摘がありました点でございます。日本弁理士会では小中学生などを対象といたしましてパテントコンテスト、デザインコンテストなどをして、優れたものにつきましては出願の支援なども行っております。また、中小の企業の方はなかなか権利を振りかざすのは難しいという仲田委員の御指摘でございます。そういった実態はあるかと思いますが、（権利を）持っていられれば安心して実施、使用ができるということもございまして、ぜひ御活用いただければと思っております。

以上でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今まで大変貴重な御意見をいただきましたので、これを次回の会合までの間に事務局で整理して、その間、報告書の案をつくりまして次回の会合ということにしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議論を終了いたします。

6. 今後のスケジュールについて

○後藤委員長 最後に今後のスケジュールを事務局のほうからお願いいたします。

○横井特許情報室長 次回、第3回の小委員会ですけれども、委員の皆様の御都合に鑑みまして、平成28年3月3日の午前10時開催を予定しております。第3回の小委員会では、本日の議論を踏まえて取りまとめた報告書案について御審議いただくというところを考えております。また、本日の資料につきましては忘れずにお持ち帰りいただけますようお願いいたします。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第2回情報普及活用小委員会を閉会いたします。

本日は長時間、どうもありがとうございました。

7. 閉 会